

平成30年7月26日

警察庁 刑事局 組織犯罪対策部
組織犯罪対策企画課 犯罪収益移転防止対策室 御中

一般社団法人 信託協会

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」
に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」（7/2 公表）に係る意見

質問	該当箇所	意見・質問・確認事項等
1	犯収法施行規則 第4条第1項第 1号	<p>「法令」には、法令により委任されている告示も含まれるとの理解でよいか。</p> <p>例えば、以下の告示に基づき事業者が行う信託契約等の取引は、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に含まれるか。</p> <p>(1) 厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置（平成18年3月31日厚生労働省告示第266号）</p> <p>(2) 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第14条の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める措置（平成23年10月7日、厚生労働省・国土交通省告示第3号）</p>
2	犯収法施行規則 第4条第1項第 1号	<p>顧客である事業者が、法令の規定により締結される信託契約等の中には、受益者代理人の選任が法令上（告示を含む）必須の要件になっていない場合がある。そのような信託契約においても、契約上の定めにより受益者代理人が選任されていて、かつ当該受益者代理人が受益権を行使するものについては、本条の対象であると理解してよいか。</p>